令和３年度
第９回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度９回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年１２月２４日（金）　１３時３０分開会
　　１４時３０分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１７名　欠席委員３名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	欠席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	欠席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	議事録署名委員
１７番	中村由美子	出席	議事録署名委員
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和３年度第７号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更（案）について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和３年度第９回農業委員会総会を開催いたします。

本日、3 番、三溝委員、4 番、登坂委員、7 番、片桐委員は所用のため、欠席する旨の届け出がございました。

よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、ご苦労様です。今年も昨年同様、コロナ禍ということで通常の行事がほとんどできませんでした。

来年は通常に戻ることを願いまして、本日の総会に臨みたいと思います。

それでは、ただいまから会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、16 番、藤田委員、17 番、中村委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和３年度第８回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出)】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。(13：30)
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。整理番号 13 の被相続人は△△△△さんであります。なお、△△△△さんからは令和元年 7 月に農地を 2 筆相続した旨の届出を受けておりますが、実際に相続されたのは 5 筆だったとのことで、届出から漏れていた 3 筆について今回届出がありました。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。(13：31)
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
議案書２ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第３条の許可申請は、所有権移転が１件です。
当日配布資料の１ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号 15 は、農地所有適格法人である△△△△が、離農する△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書２ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号 15 は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 15 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和３年度第７号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第２号、令和３年度第７号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
初めに整理番号、所 12 及び利 23 から利 48 について議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案書3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料の2ﾍﾟｰｼﾞから22ﾍﾟｰｼﾞに議案第2号資料として、地番図及び農地保有合理化事業のﾌﾛｰ図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が1件、利用権設定が37件になります。土地の所在等は議案書のとおりです。

なお、議案書8ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利47、利48に訂正がございます。議案書には賃借料□□円と記載されておりますが、正しくは□□円となりますので、お手元の議案書の訂正をお願いいたします。

はじめに、議案書3ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号、所12は、令和3年度第8回総会、議案第3号、農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。

北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。

なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、所12は、本規程で定められた基準を満たしております。

次に議案書4ﾍﾟｰｼﾞから6ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利23から利38までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

次に、議案書6ﾍﾟｰｼﾞから7ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利39から利42は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。

次に、議案書7ﾍﾟｰｼﾞから8ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利43から利48は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経

営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、所 12 及び利 23 から利 48 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
次に、整理番号、利 49 及び利 50 を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時、休憩します。（13：40）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：40）
事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号、利 49、50 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、利 49 及び利 50 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　●●委員の退席を解きます。
　暫時、休憩します。（13：40）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：41）
　次に、整理番号利 51 及び利 56 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時、休憩します。（13：42）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：42）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞから 9ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号、利 51 から利 56 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、利 51 から利 56 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を

お願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　●●委員の退席を解きます。
　暫時、休憩します。（13：43）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：44）
　次に、整理番号、利 57 及び利 58 を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、議案書 9ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号、利 57、58 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、利 57 及び利 58 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　最後に、整理番号利 59 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時、休憩します。（13：45）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：45）
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、議案書 10ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 59 は、農地保有合理化事業として、令和 3 年度第 7 回総会、議案第 3 号で公益財団法人北海道農業公社が買受けた農地を、事業参加申込みを行った農業者に一時貸付する案件になります。
以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、利 59 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。
暫時、休憩します。（13：47）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：47）

【議案第３号　農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更（案）ついて】

議　　長　　次に、議案第 3 号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更（案）についてを議題といたします。

この案件につきましては、市長部局の農業振興課から説明を受けることとしておりますので、△△農業振興課長及び△△調整計画係長、△△主任に出席いただくことにします。
暫時休憩します。（13：47）

（農業振興課、入室）

議　　長　　再開します。（13：48）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書11ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
議案第3号について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、次のとおり農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について千歳市長から意見を求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料としまして議案第3号資料を配布しておりますので、ご確認願います。
なお、本件に関しましては、本日、農業振興課から説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

議　　長　　引き続き、農業振興課から説明願います。

農業振興課長　　農業振興課の△△です。
議案第3号につきまして、ご説明させていただきます。
着座して説明させていただきます。
私からは、A4の1枚ものの、議案第3号資料、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（案）変更内容の概要に沿って、主な変更点につきまして説明させていただきます。
今回の基本構想における変更につきましては、北海道が定める、北海道農業経営基盤強化促進基本方針が、基盤強化法第5条に基づき、概ね5年ごとに、その後の10年間の方針を定めることとされていることから、北海道において所要の見直しが行われたことにより、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想についても、見直しを行ったものであります。
見直しにあたりましては、農業経営の多角化の取組を推進することや、持続可能な開発目標、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進することなどの追記、また、千歳市農業振興計画、第4次との整合を図り、

文言の修正を行った内容となっております。

このほかにも、年間農業所得の水準を概ね480万円から500万円に修正、農福連携やICTについて追記するなどの変更を行っております。

本日の農業委員会、別途、農協の意見を踏まえまして、北海道と協議を行い、公告することになりますので、ご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

変更の詳細内容につきましては、調整計画係長の△△よりご説明を申し上げます。

調整計画係長　調整計画係長の△△と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、A3ｻｲｽﾞﾎﾁｷｽ留めの議案第3号資料3、新旧対照表に沿って、主な変更箇所の説明をさせていただきます。座って説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、3ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。第1農業経営基盤の強化の促進に関する目標となります。

こちらでは、1千歳市農業の概要として都市計画区域面積の変更に伴う修正、2千歳市農業の現状として令和2年に実施した農林業ｾﾝｻｽや千歳市農業振興計画、第4次の策定におけるｱﾝｹｰﾄ調査の結果を基に修正しております。

4ﾍﾟｰｼﾞから7ﾍﾟｰｼﾞにかけては、3千歳市農業の課題と方策について、千歳市農業振興計画、第4次との整合を図り、修正しております。

8ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。こちらでは、4農業経営基盤の強化の促進に関する取組として、農業経営の多角化を推進するため、6次産業化について追記し、一経営体当たりの年間農業所得の水準は、他産業従事者並みの生涯所得に相当する所得を確保できるよう、道が示した基準と同様にこれまでの480万円から500万円に修正しております。

また、9ﾍﾟｰｼﾞ（8）には、女性農業者の参加を促進するための、ﾈｯﾄﾜｰｸ強化やｸﾞﾙｰﾌﾟ活動の活性化を追記しております。

10ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。こちらでは、認定農業者制度について、道の修正に伴い、より具体的な説明を追記しております。また、現在、当市においても取組が進められている農福連携やｽﾏｰﾄ農業について、（14）として新たに項目を追加しております。

12ﾍﾟｰｼﾞから19ﾍﾟｰｼﾞの、第2効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、第3新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標、第4効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の数値につきましては、変更は加えておりません。

ﾍﾟｰｼﾞは少しとびまして、20ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

こちらは、第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農地利用集積円滑化事業を農用地利用円滑化事業に修正しております。

21ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。先ほどの20ﾍﾟｰｼﾞでの修正に伴い、農用地利用円滑化事業の実施団体については、農地利用集積円滑化団体から農用地利用円滑化事業実施団体に修正しております。

24ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。こちらでは、道の修正に伴い、（８）②として、共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例の項目を追記しています。

28ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。こちらも先ほどの24ﾍﾟｰｼﾞ同様、道の修正に伴い、農用地利用規定の特例の項目を追記しています。

33ﾍﾟｰｼﾞからは、第6農用地利用円滑化事業に関する事項として、先ほどと同様に、事業名を農地利用集積円滑化事業から、農用地利用円滑化事業に修正しております。

また、ﾍﾟｰｼﾞはとびまして、38ﾍﾟｰｼﾞ別紙1をご覧ください。

こちらも道の修正に伴い、記載を変更しております。

主な変更に係る説明は、以上でございます。

ありがとうございました。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　道が変わったので、色々と変わったと思いますが、農地利用集積円滑化事業の集積という言葉が抜けているのは、担い手の集積がかなり進んだということで変えてきているのですか。

調整計画係長　　元々、道央農業振興公社の方で、令和元年まで当初の集積計画事業ということで行っていたのですが、令和2年度から中間管理事業に一本化された時に、道央農業振興公社につきましては、引き続きこの円滑化事業を行うということが認められております。

その際に事業名の見直しということで、道央農業振興公社と関連する管内4市、千歳市、江別市、北広島市、恵庭市、そこで協議いたしまして、新たな事業名につきまして修正を加えた形になります。やっている内容については、それまで通り変更はございません。

藤　田　委　員　　これは、根拠法だとか、国や道が変えたからということではないのですね。

農業振興課長　　基本的には北海道農業公社が全部やることになっているということで、国の方で示されたのですが、こちらでは道央農業振興公

社があるということで、それを引き続きやるためには、事業名は変わりましたけれども、やっている内容はかわりません。

藤　田　委　員　　分かりました。

今　　委　　員　　これは、案となっていますが、これは何時どんな形で決定するのですか。

調整計画係長　　本日の総会でご意見を頂いた分と、関係機関の方にも同じように案をお送りして、ご意見を伺っております。頂いたご意見等を反映させまして、その結果につきましては、来月、石狩振興局へ千歳市の素案として送付し、それを道の方と協議することになりまして、年度内に最終案は確定することになっております。

今　　委　　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
それでは、ここで農業振興課の方は退席願います。
暫時休憩します。（14：02）

（農業振興課、退室）

議　　長　　再開します。（14：03）
お諮りします。この変更（案）に意義のない委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この変更（案）に対し意義のない旨、回答いたします。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。

口　　頭　　農地保有合理化事業について
農地小委員会の開催について
令和4年総会日程等（案）について
千歳市の農業の概要等の配布について
農業者年金戸別訪問の実施について
第1回農業者年金加入推進班会議の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
1 年間ご苦労さまでした。
よいお年をお迎えください。（14：30　閉会）